

引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障４経費
その他社会保障施策に要する経費

1 地方消費税増税分の使途

消費税の引上げの趣旨は、主として今後も増加が見込まれる社会保障４経費（制度として確立された年金、医療および介護の社会保障給付ならびに少子化に対処するための経費）の財源確保にあることから、国分の消費税収は全額「社会保障４経費」に充てることとされ、引き上げ分の地方消費税収については、社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費の充実・安定化に充てるものとされています。

2 本県の増収額

初年度の地方消費税の増収分は、１７．８億円ですが、その半分を市町に交付金として配分するため、県の社会保障施策への充当額は８．９億円の見込みです。

地方消費税の増収額	１７．８億円
市町への交付金	<u>△８．９億円</u>
社会保障施策への充当額	８．９億円

3 本県の社会保障施策に要する経費

社会保障施策とは、社会保障４経費を含む社会福祉、社会保険、保健衛生に関する施策をいいます。

社会福祉	１８１億円（うち一般財源１５０億円）
社会保険	２５４億円（うち一般財源２５４億円）
保健衛生	<u>２８億円（うち一般財源 １３億円）</u>
計	４６３億円（うち一般財源４１７億円）

本県の社会保障施策に要する経費は４６３億円、このうち一般財源４１７億円に、８．９億円を充当しています。